農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

富士市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 市内全域

(1) 現況

本市は豊かな水源と温暖な気候条件のもと、標高差の大きい地形を活かした少量多品目の農業生産活動が行われている。同種の作物を栽培する他産地との差別化を図るため、環境負荷の低減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要とされている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本市では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の 軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的 機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 東部地域、浮島地域

(1) 現況

本地域は、旧浮島沼の湿地帯で、土地改良事業により圃場整備が行われ、稲作を中心とした農業経営が行われている。広大な圃場や土地改良施設の維持管理には莫大な労力と費用が必要とされている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 今宮•神戸地域

(1) 現況

本地域は、富士山麓の傾斜地域で、平成10年代に畑地かんがい施設が整備され、茶・ しきみなどの畑作を中心とした農業経営が行われている。広大な園地や畑地かんがい 施設の維持管理には莫大な労力と費用が必要とされている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 岩本·松岡地域

(1) 現況

本地域は、岩本山の斜面と富士川河川敷の平地で、畑地かんがい施設が整備され、 茶・みかんなどの畑作を中心とした農業経営が行われている。広大な園地や畑地かん がい施設の維持管理には莫大な労力と費用が必要とされている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 大淵地域

(1) 現況

本地域は、富士山麓の傾斜地域で、畑地かんがい施設が整備され、茶を主体に、近年はブルーベリーの新規栽培、サツマイモ栽培の復活などの畑作を中心とした農業経営が行われている。広大な園地や畑地かんがい施設の維持管理には莫大な労力と費用が必要とされている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業 に関する事項

実施を推進する区域		実施を推進する事業
富士市全域		法第3条第3項第3号に掲げる事業
	東部地域、浮島地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
	今宮・神戸地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
	岩本・松岡地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
	大淵地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施 を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。

促進計画区域図 (富士市)

